

(第4号様式)

平成 年 月 日

奄美大島ねこ対策協議会長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者

印

電話番号

### 誓 約 書 ( 譲 渡 団 体 )

奄美大島ねこ対策協議会(以下、「協議会」という)の実施するノネコの譲渡事業に協力し、下記について遵守することを約束します。

#### 記

- 1 協議会の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体です。
- 2 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行っています。
- 3 活動実績及び活動主意が協議会の実施する譲渡事業の趣旨と合っています。
- 4 譲渡事業全ての任に当たる成人の代表者がいます。
- 5 団体の規約や定款等を提出します。また納税証明書及び所得証明書を提出します。
- 6 代表者又は責任者は、協議会の実施する講習会を受講します。
- 7 譲渡個体を原則、センターに引取りに行きます。
- 8 譲渡に係る経費(治療費・マイクロチップ装着費・輸送費等)を負担します(不妊手術費・検査費除く)。
- 9 やむを得なく譲渡前に不妊去勢手術ができない場合は、譲渡後1ヶ月以内に、必ず手術を行い、  
証明書を提出します。
- 10 譲渡個体が、ノネコであることを理解しています(飼い方が難しいこと・年齢が不明であること等)。
- 11 譲渡個体が、あらゆる疾病を持っている可能性があることを認識しています。
- 12 譲渡後の飼養状況の報告を1週間後、1ヶ月後、2ヶ月後、6ヶ月後、1年後に協議会へ行きます。
- 13 新たな飼い主に譲渡した場合は、譲渡完了報告書を協議会へ提出します。
- 14 譲渡前に新たな飼い主が決定している場合は、新しい飼い主に飼養者として申請を行わせることに同意します。
- 15 動物取り扱い業者への再譲渡は行いません。
- 16 協議会の必要な確認に対し、協力致します。